

# 群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン 概要版

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 経緯

県では、「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知（以下「厚生省通知」という。))に基づき、平成11年3月、県内の市町村等が将来的にごみ処理の共同化に取り組むことを目的とした「群馬県ごみ処理施設適正化計画」（計画期間：平成11年度～平成20年度）を策定しました。

その後、平成12年6月に制定された循環型社会形成推進基本法をはじめとする循環型社会に向けた取組、平成15年～平成18年の県内市町村の合併（平成の大合併）、平成17年度に創設された循環型社会形成推進交付金制度など、一般廃棄物をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、平成20年1月に、「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン」（以下「旧マスタープラン」という。）を策定しました。

このたび、旧マスタープランの計画期間が満了することから、平成29年度以降の群馬県における一般廃棄物処理施設の整備（広域化）の基本方針となる「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」（以下「本マスタープラン」という。）を策定することとしました。

### (2) 策定の考え方

本マスタープランは、「群馬県総合計画」、「群馬県環境基本計画2016-2019」、「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」を上位計画とし、厚生省通知に基づく、今後の一般廃棄物処理施設の整備（広域化）の基本方針になるものです。

国は、平成28年1月、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号。以下「国の基本方針」という。）を全部改正し、低炭素社会・循環型社会への取組を推進するために、国民、事業者、地方公共団体及び国のそれぞれの役割や、施策を推進するための基本的な考え方を示しました。今回の改正では、一般廃棄物については引き続き広域的な施設整備を計画することとされ、また、エネルギー源や循環資源としての廃棄物利用の推進や、災害廃棄物対策のための連携強化の方針が示されました。

今後、人口減少や3Rの推進により、ごみの減量が進むと予想される中、廃棄物を安定的かつ効率的に処理するためには、複数の市町村が共同して広域的に廃棄物を処理するための施設整備が一層重要になってきます。

本マスタープランでは、県全体として最適と考える広域化のためのブロック区分、施設集約の将来像、市町村間の協議の方法、県による支援等を示すことにより、市町村による広域化に向けた検討及び協議を促進し、もって県全体として調和のとれた広域化を推進します。

## 2 計画の期間

計画の期間：平成29年度～平成38年度（10年間）

ただし、施設の更新時期を見据えた長期展望（平成53年度（25年先））についても記述しました。また、一般廃棄物処理を取り巻く環境や社会情勢が大きく変化した場合は、適宜計画を見直すものとします。

### 3 計画の構成

#### (1) 第1章 総論

計画策定の趣旨、計画の期間、県の計画等の中の位置付けのほか、市町村が策定する一般廃棄物処理計画との関係、旧マスタープランの評価等について記載しました。

#### (2) 第2章 一般廃棄物処理の課題と広域化

各ブロック及び県全体に関して、一般廃棄物処理の現状（平成19年度及び平成26年度）を整理し、将来（平成38年度及び平成53年度）の推計を示しました。

また、処理施設整備状況や広域化への取組状況等を整理しました。

#### (3) 第3章 広域ブロック区分（平成53年度）

市町村等による広域化に係る取組及び経緯、人口減少や3R推進によるごみ処理量の減少、国の基本方針の改正や社会情勢の変化等を考慮した上で、クラスター分析等により市町村をグループ化し、施設の種類（焼却施設等、粗大・資源化施設、最終処分場、し尿処理施設）ごとに4つの集約要素（処理経費、環境負荷、エネルギー、災害対策）によって評価し、平成53年度における最適なブロック区分を示しました。

#### (4) 第4章 広域処理施設整備計画（平成29年度～平成38年度）

広域化に係る一般廃棄物処理施設の集約の基本的方向性を示しました。

県内の一般廃棄物処理の動向及び課題を整理した後、各ブロックについて、施設整備の状況及び計画、施設の耐用年数等を踏まえ、将来必要となる施設規模や更新時期等を示しました。

#### (5) 第5章 広域化の推進方法（平成29年度～平成38年度）

広域化を推進するための体制や、国・県による広域化に関連する方針や計画を示しました。

また、推進体制について、広域化に向けた検討開始の段階から施設整備の段階までの標準的な手順、各主体の役割・責務等を示しました。

### 4 計画の主要事項

#### (1) 広域ブロック区分

処理経費及び環境負荷が比較的少なく、エネルギー面として発電施設導入が可能で、災害対策として施設の分散配置によるメリットを考慮し、県内9ブロック（旧マスタープランによるブロック区分）が最適であると評価しました。



図 一般廃棄物処理広域化マスタープランにおける広域ブロック区分

(2) 広域処理施設整備計画

現状の一般廃棄物処理施設数は合計96施設で、施設の耐用年数を踏まえた使用終了年度や能力面を考慮し、計画の最終年度である平成38年度には80～86施設、計画の長期展望である平成53年度には44～48施設に集約されることが可能と見込みました。

表 ブロック別既存施設数及び将来施設整備計画数

	ブロック区分	焼却施設等	粗大・資源化施設	最終処分場	し尿処理施設	施設数計
既存施設 (H27)	①前橋	3	4	2	2	11
	②渋川	1	2	1	1	5
	③伊勢崎	2	2	2	3	9
	④高崎安中	3	4	2	2	11
	⑤藤岡富岡	5	6	4	4	19
	⑥吾妻	3	2	2	2	9
	⑦利根沼田	4	2	2	2	10
	⑧太田館林	5	3	2	5	15
	⑨桐生みどり	1	2	3	1	7
	9ブロック計(a)	27	27	20	22	96
将来施設 整備計画数 (H38)	①前橋	1～3	4	1	2	8～10
	②渋川	1	2	1	1	5
	③伊勢崎	2	2	1	1～3	6～8
	④高崎安中	2～3	2～3	1	2	7～9
	⑤藤岡富岡	5	6	4	4	19
	⑥吾妻	3	2	2	2	9
	⑦利根沼田	4	2	1	2	9
	⑧太田館林	2	3	2	4	11
	⑨桐生みどり	1	2	2	1	6
	9ブロック計(b)	21～24	25～26	15	19～21	80～86
	統合割合(b/a)	78%～89%	93%～96%	75%	86%～95%	83%～90%
将来施設 整備計画数 (H53)	①前橋	1	1	1	1	4
	②渋川	1	1	1	1	4
	③伊勢崎	1	1	1	1	4
	④高崎安中	2	2	1	2	7
	⑤藤岡富岡	1～2	1～2	1～2	1～2	4～8
	⑥吾妻	1	1	1	1	4
	⑦利根沼田	2	1	1	1	5
	⑧太田館林	2	2	2	2	8
	⑨桐生みどり	1	1	1	1	4
	9ブロック計(c)	12～13	11～12	10～11	11～12	44～48
	統合割合(c/a)	44%～48%	41%～44%	50%～55%	50%～55%	46%～50%

### (3) 広域化の推進方法

広域ブロックによる処理を推進するには、ブロック構成市町村が主体となってブロック協議会を設置・運営し、それぞれのブロックにおける各種廃棄物処理施設の設置、過渡期のごみ処理等について検討します。

一般廃棄物については、市町村が収集・運搬・処分する役割を担っていますが、国の基本方針に従い、必要に応じて県が支援を行います。

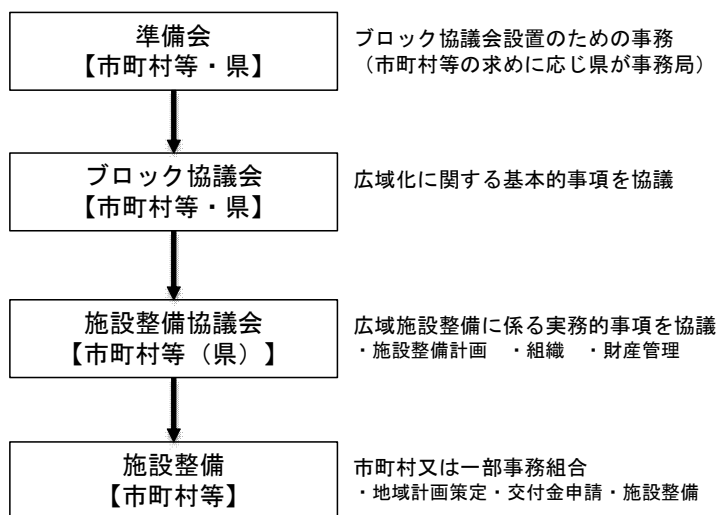


図 広域化の推進手順と各主体の役割

## 5 計画策定の経過

平成11年 3月	・「群馬県ごみ処理施設適正化計画」（計画期間：平成11年度～20年度）を策定
平成20年 1月	・「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン（県広域化計画）」（計画期間：平成19年度～28年度）を策定
平成28年 1月	・市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）及び他都道府県に広域化の取組等について照会
2～3月	・市町村等と広域化の取組等について意見交換
7月	・計画（案）の中間報告書を作成
7～8月	・市町村等向け中間報告書の説明会（地域別：県内5か所）
8月	・市町村等意見聴取（1回目）
9月	・骨子（案）を作成、市町村等に提示
11月	・計画（案）を作成 ・市町村等向け計画（案）の説明会（県内1か所） ・市町村等意見聴取（2回目）
平成29年 2月	・環境審議会（平成29年2月15日：計画（案）の説明） ・パブリックコメントの実施（平成29年2月22日～3月23日）
3月	・計画策定